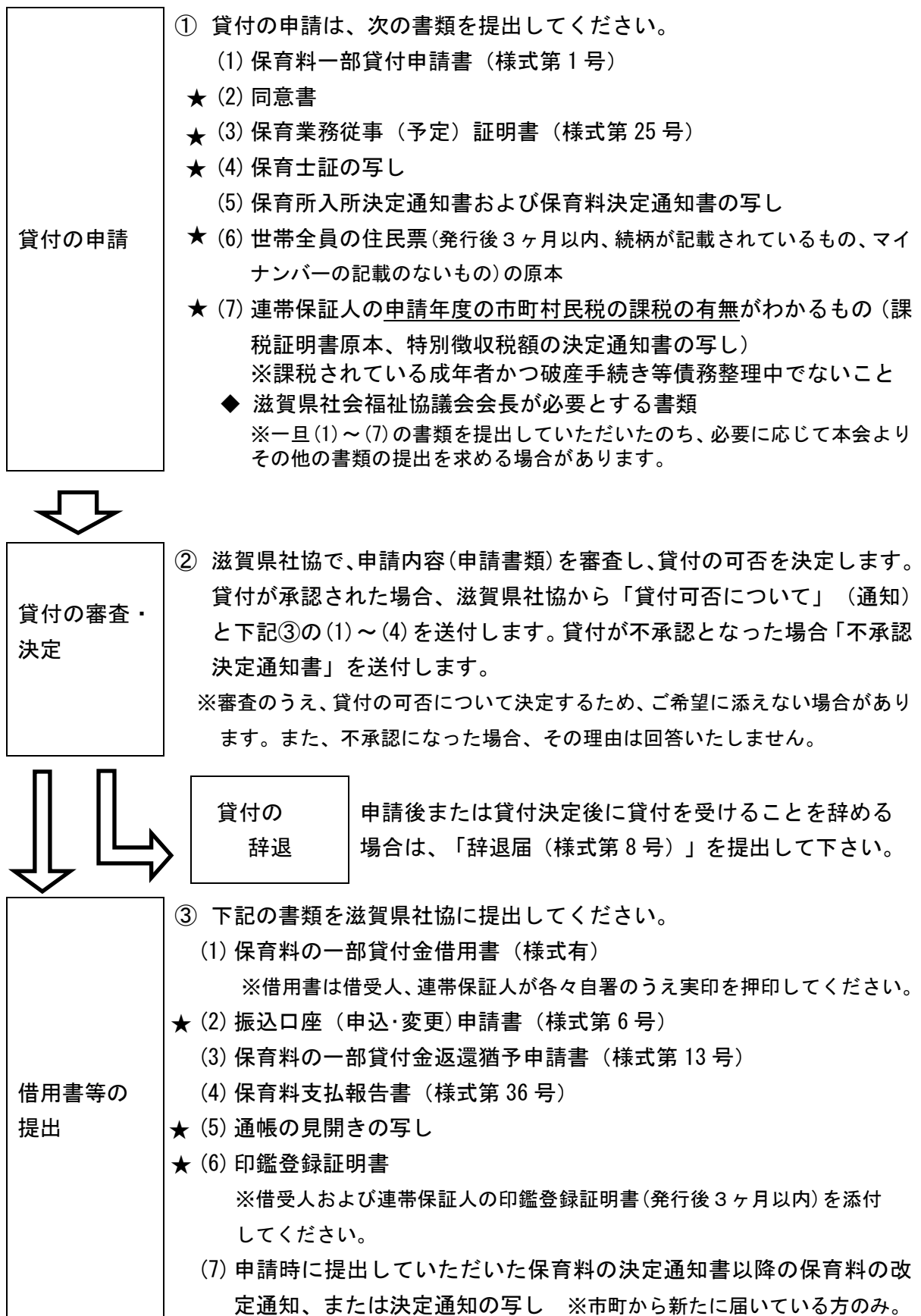


## 保育料の一部貸付について ～申請からの流れ～

※就職準備金貸付と併用で申請をされる方へ

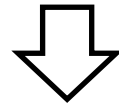
就職準備金貸付で重複する下記書類には★マークがついています。★マークの書類は、一部のみの提出で結構です。



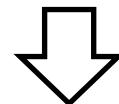
別紙



貸付金の交付  
※実績を元に送金



保育利用状況  
の報告



返還の猶予



返還免除の  
申請

- ④ 借用書等を滋賀県社協が受理次第、8月分までは10月下旬（予定）に9月分～翌年3月までは、翌年5月下旬に送金します。「貸付金交付のお知らせ」を送金前に送付いたします。

※書類に不備があると送金が遅れる場合があります。

※送金回数は貸付始期により個々に異なります。

- ⑤ 次回の送金は、保育料と保育業務に従事されているかの確認をしてからの送金となります。その為、年2回の保育料改定時期に、それまでの保育所等の利用状況を確認し貸付金を交付します。その手続きのため、次の書類を提出してください。

**提出書類**

- (1) 保育所等利用料金確認書
- (2) 保育料支払報告書（様式第36号-2）
- (3) 保育料決定通知書

※保育所等を辞められた場合、返還の手続きが別途必要です。

**提出時期**

4月～8月分の利用状況 ⇒ 9月15日頃までに

9月～3月分の利用状況 ⇒ 4月15日頃までに

- ⑥ 利用状況を確認し、増額の方には滋賀県社協から、「借用書」を送付します。

- ⑦ 貸付決定後に提出していただいた「保育料の一部貸付金返還猶予申請書（様式第13号）」をもとに、すべての貸付金額送金後に「返還猶予決定通知書」を送付します。

- ⑧ 1年以上、本制度が定める保育所等において保育業務に従事したとき、次の書類を提出し返還免除の申請をしてください。

- (1) 2年以上従事した場合（全額免除）

⇒返還免除申請書（様式第16号）

- (2) 1年以上2年未満従事した場合（一部免除）

⇒一部返還免除申請書（様式第17号）

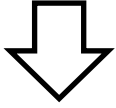
- ★(3) 保育業務従事期間証明書（様式第27号）

※従事されている施設・法人の証明を受けてください。

※就職準備金を同時に貸与中の方は、(3)のみ一部の提出で結構です。

ただし、就職準備金貸付の貸付番号も記入してください。

別紙



返還免除の  
決定

- ⑨ 返還免除が決定した場合、滋賀県社協から「返還免除決定通知書」を送付します。